

別紙 1

新潟県立学校管理業務委託条項（案）

この新潟県立学校管理業務委託契約条項における「甲」とは発注者の新潟県をいう。また、「乙」とは公益社団法人 シルバー人材センターをいう。

（契約の目的）

第1条 甲は、学校の快適で適正な運営に資する業務(以下「学校管理業務」という。)を委託し、乙はこれを受託し誠実に実施するものとする。

2 当該業務の対象は以下の校舎・付属建物及び校地(以下「校舎等」という。)とし、別紙「校舎・敷地図」によるものとする。

所在地 新潟市江南区亀田向陽4丁目3-1

名称 新潟県立新潟向陽高等学校

（業務内容）

第2条 前条に規定する学校管理業務の内容は次のとおりとし、詳細は別に定める業務仕様書によるものとする。

- (1) 生徒玄関、職員玄関及び通用口等の開扉・閉扉
- (2) 校舎等に付帯する窓等の開口部の開錠・施錠
- (3) 照明設備及び冷暖房設備その他校舎等に設置された各種機器の運転・確認
- (4) 文書の受領、電話その他により通報される学校業務の受信、外来者の応接及び関係職員への連絡
- (5) 災害等による緊急事態の発生時における校舎等の損壊等の応急措置及び関係機関・関係職員への連絡

（有効期間等）

第3条 有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)、甲が予め指定する土曜日・日曜日及び休日の学校閉庁日12日間(年間)を除く毎日とする(別添の管理委託カレンダーによる。)

2 業務実施時間は次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日及び休日(4月から10月まで) 午前8時から午後6時まで
- (2) 土曜日・日曜日及び休日(11月から3月まで) 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) 平日 午前7時15分から午前8時30分まで及び午後5時から午後6時45分まで

3 第1項の規定にかかわらず、甲が予め指定する日は、乙は学校管理業務を行うことを要しない。

（業務の対価）

第4条 甲が乙に支払う業務の対価は利用契約書に定めるものとする。

2 第3条第3項及び第6条の規定により業務実施日数に変更を生じる場合、土曜日・日曜日及び休日(4月から10月まで)については日額 円(消費税及び地方消費税を含む。)を、土曜日・日曜日及び休日(11月から3月まで)については日額 円(消費税及び地方消費税を含む。)を、平日については日額 円(消費税及び地方消費税を含む。)を増減するものとする。

3 業務の対価は、乙が業務実施日数により、毎月、前月分の業務の対価を甲に対して請求し、甲は内容を審査の上、適切な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

る。

(規律維持)

第5条 乙は、受託業務の従事者(以下「学校管理従事者」という。)に対する管理上の責任を負い、服務規則を維持して秩序ある業務を実施するものとする。

(業務内容の変更、中止等)

第6条 乙は、自己の責任による以外の理由によって、業務を実施することができなくなったときは、甲の承諾を得て業務を変更し、又は中止することができる。

(報告・検査)

第7条 乙は、毎日、学校管理業務終了後に業務日誌を作成して業務実施内容等を甲に報告し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、学校管理業務の実施内容を随時確認し、学校管理従事者が実施した内容に改善を要すべき事項がある場合、乙に対して改善を求めることができる。

(賠償責任)

第8条 乙は、業務の実施中において、甲の責めに帰すべき管理責任以外の理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(甲の契約解除権)

第9条 甲は、次の各号の一に該当する理由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により、甲に損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の1か月前までに申し出なければならない。
- (4) 甲の学校管理業務方針が変更されたとき。

第9条の2 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めるとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（乙の契約解除権）

第10条 乙は、甲の責めに帰すべき理由によって、この契約を継続することができなくなった場合、又は正当な理由がある場合は、この契約を解除することができる。

（秘密の保持）

第11条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、あらかじめ書面による甲の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第 13 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議を行うものとする。